

平成27年(行ノ)第3号 行政上告受理申立て事件

申立人 宮部 慎太郎

相手方 鳥取市長 深澤義彦

上告受理申立て理由書

平成28年1月22日

最高裁判所 御中

申立人 宮部 慎太郎

第1 法令の解釈に関する重要な事項

1 原審において鳥取市下味野で同和減免が行われた事実の有無の特定から裁判官が逃げ続けるという異常な審理が行われた。

(1) 「同和に関わると面倒だ」「下手に扱うと自分が糾弾されかねない」という意識が裁判官にあるのか、後述の通り鳥取地方裁判所で行われた最初の弁論から、裁判官は一貫して鳥取市下味野で同和減免が行われた有無の事実の特定を回避した。

(2) 本件は、同和減免が、「穢多村」を対象とした税の減免を禁止した太政官布告明治4年8月28日付け第449号(解放令)に違反しないかどうか重要な争点である(第1審判決6、7頁)。

(3) 原判決が「部落解放史等の史料において、下味野地区内に「穢多村」が存在していたとの記載があること」(第1審判決8頁9行目)と認めている通り、下味野地区内に「穢多村」が存在したことは明らかになっている。

なお、それだけでなく、寛政7年(1795年)に書かれた地誌からその「穢多村」の名称が「赤池」であったこと(甲1号証)、明治33年の地図(甲8号証)、さらには鳥取県教育委員会が下味野のどこが同和地区で

どかが同和地区外なのか地図で説明する資料を発行していたので(甲31の1号証、甲31の2号証)、その場所もピンポイントで特定されている(いずれの史料も公開のものである。むしろこれらを隠匿するのは学問の自由に対する重大な侵害である)。

- (4) すると、あとは同和減免が下味野地区内で行われたことさえ特定されれば審理が可能であるのに、裁判官と相手方は一貫してこのことから逃げ続けた。
- (5) 申立人は第1審において下味野地区で行われた同和対策減免措置の件数と額(第1審原告第2準備書面)、同和対策固定資産税減免の対象となった地区は例外なく旧穢多村であるのか(第1審原告第3準備書面)求釈明したのに、裁判官は釈明権を行使せず、相手方は答えなかった。
- (6) そこで、申立人は民事訴訟法221条1項により「平成23年度の下味野地区における同和対策固定資産税・都市計画税減免の対象区域を記した文書」の文書提出命令を求めたが、却下され、申立人は特別抗告まで行ったが御庁により棄却された(第1審判決8頁下から4行目)。
- (7) その後、裁判官は申立人に同和減免が下味野地区内で行われたことの特を丸投げしたため、申立人はひたすら図書館で鳥取市内の同和地区の場所を特定する資料を探し、旧赤池集落の中を一軒一軒回ったのである(当然のことだが、減免の恩恵を受けた人間が、減免が違法であると主張する人間に協力するわけがない)。

なお、申立人は昭和11年3月に財団法人中央融和事業協會が作成した、全国の同和地区の当時の地名が記載された資料のコピーを入手しており、そこにも「下味野」の地名がある(別紙1)。

判例(最高裁判所第二小法廷平成25年(行ヒ)第37号)では、同和対策施設の設置管理条例は直ちに同和地区を明らかにするものではないが、同和対策施設に係る行政文書はそれとは異なるといった趣旨の説明がされたが、本件において申立人が提出した種々の証拠は、鳥取県や鳥取市など公的団体により作成されたもので、なおかつ鳥取市下味野に同和地区が存在することを直接的に示すものである。

- (8) 原判決は「過去に、下味野地区において、同和対策事業の一環として小集落改良事業が行われたことや、隣保館が下味野地区を対象地区として設置されたことをもって、被控訴人が、平成23年度時点において、下味野地区の全部又は一部を同和対策減免措置をとるべき区域として指定したとまで推認することができず」(第2審判決4頁11行)としているが、裁判官が相手方に聞けば一言で分かることである。

また、あくまで「下味野に同和地区があった」という言い方をしたくないのか、回りくどいことが書かれているが、隣保館云々については、鳥取市が発行し、鳥取市立中央図書館の開架に置かれていた「同和問題の解決のために」という名前の資料に古海、下味野、円通寺などといった鳥取市内の地名と戸数が列挙されていたので(甲29号証)、誰が見ても下味野には同和地区があった。

- 2 原審において、裁判官が、行政事件訴訟法23条の2による適切な釈明処分を怠ったこと。

- (1) 前に述べた通り、下味野に「穢多村」があり、同和地区があったことは明らかなのに、裁判官は下味野で同和減免が行われたことを特定する文書の提出をするように鳥取市長に求めることを一貫して行わず、その理由も説明しなかった。

(2) 確かに民事訴訟法221条1項による文書提出命令の申立ては却下されたが、行政事件訴訟法23条の2による釈明処分はそれとは別のものであるから、いつでも裁判官は審理に必要な文書の提出を鳥取市長に求めることができた。

(3) これは、裁判官が同和問題に関わる審理を忌避して、行うべき釈明処分を怠ったものである。

3 原審において、裁判官が、民事訴訟法149条1項の釈明権の行使を怠ったこと。

(1) 繰り返しになるが、原審において、下味野に「穢多村」があり、同和地区があったことは申立人が提出した証拠から明らかなのに、下味野で同和対策減免が行われたかどうかというただ1点について、裁判官は鳥取市長に対して釈明権を行使することを怠った。

(2) 原判決には「被告鳥取市長が、平成23年度まで、本件要綱及び廃止要綱に基づき、同和対策減免措置をしていたことは前提事実のとおりであるが、そのことは、下味野地区内の土地及び家屋について同和対策減免措置をしたことを意味しない(地区を特定して否認することはしない。)」(第1審判決6頁ただし第2審判決4頁2行目により修正)と主張したとあるように、鳥取市長は下味野で同和減免が行われたことを肯定も否定もしていない。

それならば、「下味野地区内の土地及び家屋について同和対策減免措置をしたか」と、法廷で相手方に一言問えば、「はい」か「いいえ」で済む話であるのに、それを行わないという異常な訴訟指揮があった。

(3) 申立人は第1審で求釈明を行ったにも関わらず、裁判官は釈明権の行使を怠ったのに、相手方が下味野で同和減免が行われた事実の有

無について答えていないという趣旨のことを平然と判決文に書いている。

4 関連訴訟において、裁判所の「同和タブー」が徐々にエスカレートしていること。

申立人らは今まで関連する訴訟をし、言わば「堀が現れればそれを埋める」を繰り返してきたが、「同和地区は隠す」という結論在りきで、司法の同和タブーが次の通り徐々にエスカレートしている。

- (1) いわゆる「個人に関する情報」であるから情報公開法による「公開」はできない(別紙2、別紙3で触れられている、従来通説)。
- (2) 行政機関個人情報保護法による「開示」はできない(広島高等裁判所松江支部平成25年(行コ)第6号、東京高等裁判所平成25年(行コ)第89号)。
- (3) 事務事業支障情報だから情報公開法による公開はできない(最高裁判所第二小法廷平成25年(行ヒ)第37号)。
- (4) 民事訴訟法221条1項による文書提出命令は出せない(広島高等裁判所松江支部平成26年(行ス)第1号)。
- (5) 訴訟指揮において釈明処分、釈明権を行使しない(本件)。

同和問題だからと誰もが黙っていることをいいことに、このようなことを繰り返すのであれば、どこまでエスカレートするのか際限がなく、判例を見た法律関係者もさすがに異常さに気づき始めているところである(別紙2、別紙3)。

ここまで至れば、同和団体を設立し、同和地区に資産を隠匿することで差し押さえを逃れる、脱税をするといった悪用も可能ではないか(弁護士会等関係機関から照会があれば、まず同和問題を口実に回答を拒む等)。

また、司法において、ここまで同和地区が異常で特殊な扱いをされるのであれば、もはや同和地区が他の地区と平等であると誰も信じる事ができない。

第2 結論

以上の通り、原審において行政事件訴訟法23条の2および民事訴訟法149条1項の解釈適用を謝る違法があり、その結果として審理不尽となっている。

原判決で、鳥取市下味野に同和地区が存在した事実が明らかになっているにも関わらず、そのことを言わば「公然の秘密」として扱ったことで、下味野地域における同和減免の是非について審理できなかった。このようなことは、税務上の部落差別を禁止した太政官布告明治4年8月28日付け第449号(解放令)を事実上無力化するものである。

同和問題に関わる事案であるからと、審理を忌避する裁判官の態度は、旧同和地区に対して文字通り特殊な扱いをしたものであって、それこそが部落差別そのものである。

このような異常な審理が行われた事実により「裁判所も同和を恐れている」ことが誰の目にも明らかである。これを看過すれば、同和問題を絡めることで裁判を回避できることになり、エセ同和行為を助長し、同和問題の解決を遅らせることとなる。

従って、原判決には法令の解釈に関する重要な事項が含まれており、本件上告受理申立てには上告受理の理由があることから、上告として受理されたい。

附属書類

- 1 別紙1 全国部落調査 昭和11年3月 財団法人中央融和事業協会(抄)
- 2 別紙2 季刊情報公開・個人情報保護2015年6月号(抄)
- 3 別紙3 TKC ローライブラリー新・判例解説 Watch 行政法 No.151